

第3章 庁舎建設の場所

1 建設候補地の検討

新庁舎の位置については、町民の利便性や行政事務の効率化はもとより、将来都市像の実現に寄与するまちづくりの拠点としての役割を考慮して検討する必要があります。

新庁舎の位置のあり方として、地理的位置や周辺環境、近隣施設との利便性、敷地への接続道路などの条件を勘案し、3つの候補地を抽出し、以下の視点からそれぞれの候補地を検討しました。

【新庁舎位置の検討の視点】

- ・ 交通や他の公共施設との連携において、町民の利便性が高いこと
- ・ 災害に強く、防災拠点として機能強化が図れること
- ・ 新庁舎整備が周辺地域や町全体の賑わい創出に貢献できること

(1) 現庁舎敷地への建設

庁舎棟の北側の職員用駐車場敷地に仮設庁舎を建設したうえで現庁舎を解体し、跡地に新庁舎を建設します。

なお、仮設庁舎の建設には多額の費用を要します。



図 17: 現庁舎敷地への建設

(2) 現在の来庁者用駐車場への建設

現庁舎を利用しながら、東側来庁者用駐車場敷地に新庁舎を建設します。新庁舎完成後に現庁舎を解体し、跡地に来庁者用駐車場を整備します。



図 18: 現在の来庁者用駐車場への建設

(3) 新たな用地を取得しての建設

町民の利便性や公平性を最大限に考慮したうえで新たな用地を取得し、そこに新庁舎を建設します。



図 19: 新たな用地を取得しての建設

2 建設候補地の選定

「基本的な考え方」において、新庁舎の位置については、町民サービスの向上につながり、また、将来的なまちづくりの中心拠点として活用ができるとの判断から「(3) 新たな用地を取得しての建設」を採用することとしており、本計画では以下のとおりとします。



新庁舎の用地として
「三洋電機(株)運動場及び駐車場」を取得し、庁舎建設を進めます

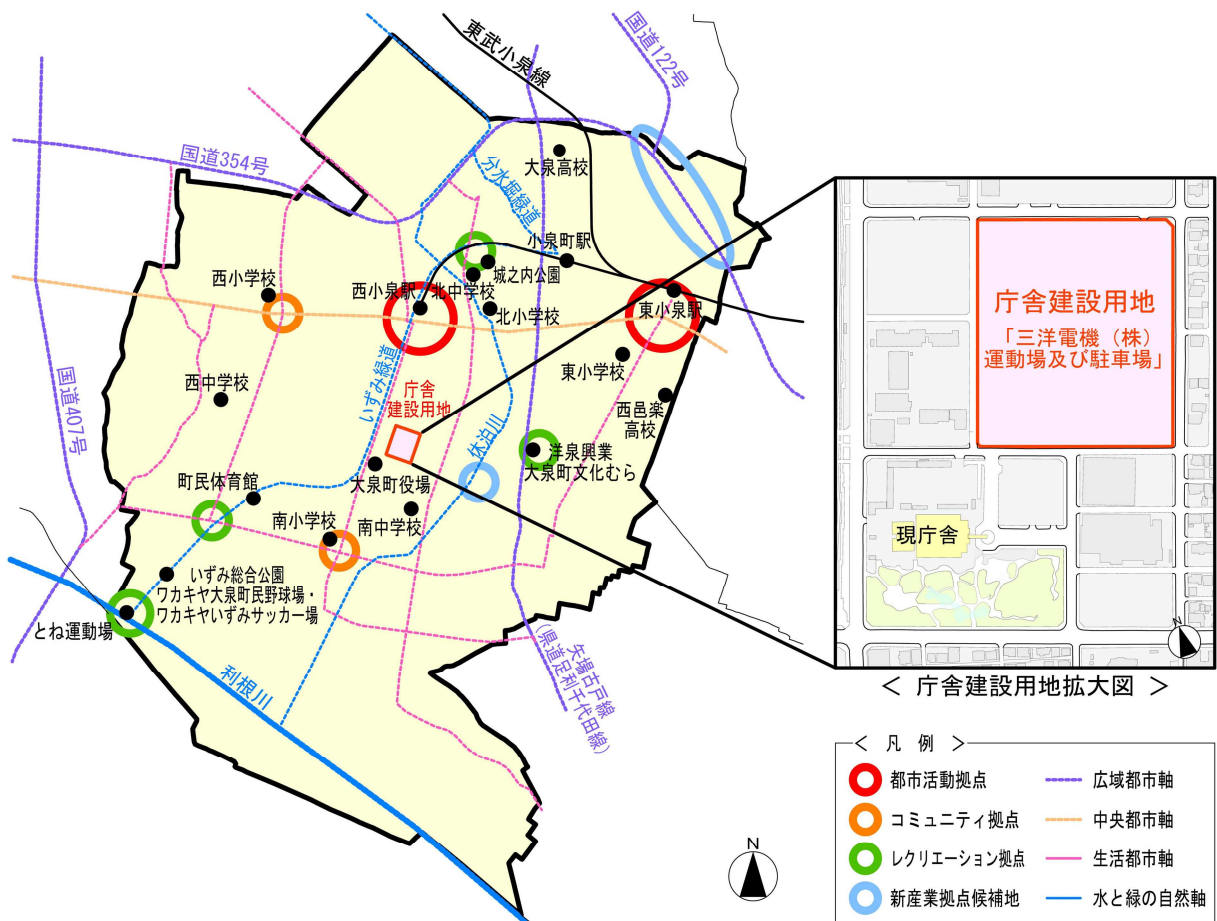


図 20: 庁舎建設用地位置図 (第2次大泉町都市計画マスタープラン「将来都市構造図」を基に作成)